

学校教育法「改正」法案等に対する反対決議

学校教育法「改正」法案が5月22日より審議入りする。この法案は、「重要な事項を審議する」としている教授会の役割（第93条）を「学長が決定を行うにあたり意見を述べる」とする諮問機関に格下げする。さらに意見できるのは「学生の入学、卒業、修了、学位授与」のみで、そのほかの重要な事項については、「学長が必要と認めた場合」に限定している。これは教授会自治の要である、教育課程の編成や人事権などを取り上げ、大学の自治を根幹から否定するものである。

本学、早稲田大学では学術院規則第10条にて、教授会の議決事項は14項目にわたって詳細に列挙され、さらに箇所の研究および教育に関する予算を審議することとなっている。

しかし、今回の「改正」法案が成立すると、これらの事項は教授会から奪われることとなり、本学の学生、教育・研究体制に対して主体的に責任を担えなくなる。これは真理の探究と社会の発展に寄与する大学のあり方を否定するものであり、ひいては憲法第23条で保障されている「学問の自由」を脅かすものであることはいうまでもない。

今回同時に提出された国立大学法人法「改正」法案も見過ごすことができない。これは、国立大学で行われている教職員による学長選挙を否定するものである。これが実現してしまえば、いずれ私立大学、早稲田大学にも影響は及ぶだろう。現在、総長選挙が行われているが、教職員による総長選挙が今回で最後になる可能性も否定できない。

早稲田大学教員組合は中央委員会決議として、今回の法案に対して断固反対し、法案を廃案とするよう求める。同時に早稲田大学の全ての構成員に対し、4月7日付の大学関係者11名の呼びかけによる「大学自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール」に賛同・署名することを訴えるものである。

以上

2014年5月22日

早稲田大学教員組合 第3回拡大中央委員会